

新規上場申請のための半期報告書

Terra Drone株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年10月25日

【中間会計期間】 第9期中(自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)

【会社名】 Terra Drone株式会社

【英訳名】 Terra Drone Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 徳重 徹

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

【電話番号】 03-6419-7193(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 関 鉄平

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

【電話番号】 03-6419-7193(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 関 鉄平

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	13
第4【経理の状況】	14
1【中間連結財務諸表】	15
2【その他】	29
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	30
期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 9 期 中間連結会計期間
会計期間		自 2024年 2 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日
売上高	(千円)	1,913,941
経常損失(△)	(千円)	△361,906
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	(千円)	△302,826
中間包括利益	(千円)	△153,631
純資産額	(千円)	4,990,704
総資産額	(千円)	7,084,942
1株当たり中間純損失(△)	(円)	△37.09
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	(円)	—
自己資本比率	(%)	62.86%
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△609,722
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,510,961
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	13,687
現金及び現金同等物の中間期末残高	(千円)	3,034,260

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

3. 当社は、2024年7月25日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間においてAloft Technologies, Inc. の株式を取得したため、当中間連結会計期間よりAloft Technologies, Inc. を持分法の適用の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は有価証券届出書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、当社の経営に重要な影響を及ぼす事象は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間における流動資産は、4,640,596千円となり、前連結会計年度に比べ1,508,235千円減少しました。主な変動要因は、現金及び預金1,974,406千円の減少、売掛金及び契約資産188,404千円の増加によるものです。固定資産は2,444,345千円となり、前連結会計年度末に比べ1,460,332千円増加しました。主な変動要因は、投資有価証券966,715千円の増加、長期未収入金41,235千円の増加によるものです。

(負債)

当中間連結会計期間における負債は、2,094,237千円となり、前連結会計年度末に比べ6,407千円増加しました。主な変動要因は、短期借入金10,000千円の増加などによるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間における純資産は、4,990,704千円となり、前連結会計年度末に比べ54,311千円減少しました。主な変動要因は、中間純損失365,735千円の計上、為替換算調整勘定221,513千円の増加等によるものです。

b. 経営成績の分析

当中間連結会計期間における世界経済は、持ち直しているものの、その先行きについては、欧米における高い金利水準の継続による影響や中国経済の先行き不安による景気の下振れリスクには引き続き留意する必要があります。日本経済については、個人消費の持ち直しに足踏みがみられるものの、景気の緩やかな回復が続くことが期待されています。

当中間連結会計期間においても当社グループとして積極的な投資を継続することによって新規既存事業共に着実に拡大させ、当中間連結会計期間における売上高は1,913,941千円となりました。

一方で、継続的な人財投資に伴う人件費の増加により、営業損失は362,361千円となっております。また、補助金・助成金収入による営業外収益の増加と持分法適用によるAloftののれん相当額償却による営業外費用の増加等の影響により、税金等調整前中間純損失は360,358千円、親会社株主に帰属する中間純損失は302,826千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,974,406千円減少し、3,034,260千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュフローは、△609,722千円となりました。主な要因は、税金等調整前中間純損失360,358千円の計上、売上債権の増加142,283千円および棚卸資産の増加153,688千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュフローは△1,510,961千円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出450,993千円、持分法適用関連会社株式の取得による支出958,880千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュフローは13,687千円となりました。主な要因は、短期借入金の増加10,000千円、長期借入金の返済27,599千円、新株予約権の発行による収入29,816千円等であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,600,000
計	32,600,000

(注) 2024年7月5日開催の臨時株主総会の決議において定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行済株式総数を81,647株としております。また、2024年7月5日開催の臨時取締役会決議により、2024年7月25日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は32,274,000株増加し、32,600,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2024年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年10月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,164,700	8,164,700	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	8,164,700	8,164,700	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第14回(1) 無償新株予約権	第14回(2) 無償新株予約権
決議年月日	2024年5月15日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 44 (注)1、6	当社従業員 18 当社子会社従業員 9
新株予約権の数(個) ※	427 (注)2、7	226 (注)2、7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 42,700 (注)2	普通株式 22,600 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,019 (注)2、7	3,019 (注)2、7
新株予約権の行使期間 ※	2026年5月16日～2034年5月15日	2026年6月15日～2034年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,019 資本組入額 1,509.5 (注)2、7	発行価格 3,019 資本組入額 1,509.5 (注)2、7
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5	(注)5

	第14回(3) 無償新株予約権
決議年月日	2024年7月5日
付与対象者の区分及び人数(名) (注)1	当社従業員 2
新株予約権の数(個) ※	31 (注)2、7

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,019(注)2、7
新株予約権の行使期間 ※	2026年7月6日～2034年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,019 資本組入額 1,509.5 (注)2、7
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 提出日の前月末(2024年8月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 新株予約権の内容

①普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

②新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件等は、以下のとおりとする。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について以下(注)4に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、会社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできず、また上場後は以下の割合に応じて行使することができるものとする。なお、行使可能割合の計算において、各権利者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - ア 上場後1年以内：交付を受けた本新株予約権の3分の1
 - イ 前号の期間最終日の翌日から1年間：交付を受けた本新株予約権の3分の2
 - ウ 前号の期間最終日の翌日以降：交付を受けた本新株予約権の全て
- (3) 新株予約権の行使は新株予約権1個単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない。1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下に基づき新株予約権を取得することができる。当社は、以下に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の過半数の決定)により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は、以下に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の過半数の決定)により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付(以下、総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主

の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）が行われたとき、又は会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立したときは、会社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- ア 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - イ 権利者が会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ウ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又はその子会社の信用を毀損した場合
 - エ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - オ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - カ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - キ 権利者が法人である場合において、権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ク 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ケ 権利者が以下のいずれの身分をも喪失した場合
 - ① 会社又はその子会社の取締役又は執行役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
 - ③ 会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。）との間の委任、請負等の継続的な契約関係
 - コ 権利者が会社又はその子会社の取締役若しくは執行役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ① 自己に適用される会社又はその子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役又は執行役としての忠実義務等会社又はその子会社に対する義務に違反した場合
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたとき、又は会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立したときは、会社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員43名となっております。
7. 2024年7月5日開催の当社臨時取締役会の決議に基づき、2024年7月25日をもって普通株式1株を普通株式100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第15回有償新株予約権

決議年月日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	12
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,200 (注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,019 (注)2、5
新株予約権の行使期間 ※	2026年7月6日～2034年7月5日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,078.49 資本組入額 1,539.25 (注) 2、5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 提出日の前月末(2024年8月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、5,949円で有償発行しております。

2. 「第14回無償新株予約権」の(注) 2.に記載のとおりであります。

3. 「第14回無償新株予約権」の(注) 3.に記載のとおりであります。

4. 「第14回無償新株予約権」の(注) 5.に記載のとおりであります。

5. 「第14回無償新株予約権」の(注) 7.に記載のとおりであります。

第16回無償新株予約権

決議年月日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4
新株予約権の数(個) ※	38
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,800 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,019 (注) 1、4
新株予約権の行使期間 ※	2026年7月6日～2034年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,078.49 資本組入額 1,539.25 (注) 1、4
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 提出日の前月末(2024年8月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 「第14回無償新株予約権」の(注) 2.に記載のとおりであります。

2. 「第14回無償新株予約権」の(注) 3.に記載のとおりであります。

3. 「第14回無償新株予約権」の(注) 5.に記載のとおりであります。

4. 「第14回無償新株予約権」の(注) 7.に記載のとおりであります。

第17回有償新株予約権

決議年月日	2024年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	5,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株 500,000 (注) 2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,019 (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2025年5月1日～2035年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,078.49 資本組入額 1,539.25 (注) 2、5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3

新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 提出日の前月末(2024年8月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、5,949円で有償発行しております。

2. 「第14回無償新株予約権」の(注) 2.に記載のとおりであります。

3. 「第14回無償新株予約権」の(注) 3.に記載のとおりであります。

4. 「第14回無償新株予約権」の(注) 5.に記載のとおりであります。

5. 「第14回無償新株予約権」の(注) 7.に記載のとおりであります。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年7月4日 (注) 1.	普通株式 19,667 A種優先株式 △4,276 B種優先株式 △9,497 C1種優先株式 △4,840 C2種優先株式 △1,054	81,647	—	99,999	—	3,315,392
2024年7月25日 (注) 2.	8,083,053	8,164,700	—	99,999	—	3,315,392

(注) 1. 当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、定款の一部変更について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。これにより、A種優先株式4,276株、B種優先株式9,497株、C1種優先株式4,840株及びC2種優先株式1,054株を廃止するとともに、各種類株式については全て普通株式に変更しております。

2. 当社は、2024年7月5日開催の取締役会において、当社株式の分割について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。これにより、発行済株式総数は8,083,053株増加し、8,164,700株といたしました。株式分割の基準日は、2024年7月24日であり、同日最終の株式名簿に記録された株主の所有する普通株式1株を100株に分割いたしました。なお今回の株式分割は当社株式市場にあたり、投資家が投資しやすい環境を整備し、望ましい投資単位にすることを目的としております。

(5) 【大株主の状況】

2024年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
テラ株式会社	東京都世田谷区深沢二丁目1番3号1406号	3,845,200	47.10
徳重 徹	東京都世田谷区	1,366,700	16.74
Saudi Aramco Entrepreneurship Ventures Company Limited (注) 1. 常任代理人 S M B C 日興証券株式会社	Dhahran Techno Valley, Dhahran, Kingdom of Saudi Arabia 常任代理人住所 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	484,000	5.93
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	351,400	4.30
SBI4&5投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー19F	224,200	2.75
株式会社INPEX	東京都港区赤坂五丁目3番1号	218,200	2.67
株式会社ヒルストン	東京都文京区西片二丁目7番13号	177,600	2.18
VLI-SAベンチャーファンド2号投資 事業有限責任組合	東京都中央区築地六丁目17番4号 リードシー築地ビル 4階	153,000	1.87
ナントCVC2号 投資事業有限責任 組合	東京都中央区築地6-17-4 リードシー築地ビル 4階	130,900	1.60
SBI4&5投資事業有限責任組合2号	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー19F	127,300	1.56
計	—	7,078,500	86.70

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,164,700	81,647	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,164,700	—	—
総株主の議決権	—	81,647	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間連結会計期間(2024年2月1日から2024年7月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2024年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,034,260
売掛金及び契約資産	843,157
商品及び製品	166,564
仕掛品	48,140
原材料及び貯蔵品	190,924
その他	385,628
貸倒引当金	△28,078
流動資産合計	4,640,596
固定資産	
有形固定資産	836,661
無形固定資産	419,031
投資その他の資産	
投資有価証券	1,062,156
その他	167,731
貸倒引当金	△41,235
投資その他の資産合計	1,188,653
固定資産合計	2,444,345
資産合計	7,084,942

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2024年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	131,734
短期借入金	10,000
1年以内返済長期借入金	9,561
未払法人税等	4,690
有給休暇引当金	52,929
その他	786,211
流動負債合計	995,126
固定負債	
長期借入金	929,438
退職給付に係る負債	12,534
その他	157,137
固定負債合計	1,099,111
負債合計	2,094,237
純資産の部	
株主資本	
資本金	99,999
資本剰余金	5,731,114
利益剰余金	△1,640,699
株主資本合計	4,190,414
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	12,559
為替換算調整勘定	249,614
退職給付に係る調整累計額	1,064
その他の包括利益累計額合計	263,238
新株予約権	38,781
非支配株主持分	498,270
純資産合計	4,990,704
負債純資産合計	7,084,942

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
売上高	1,913,941
売上原価	965,954
売上総利益	947,987
販売費及び一般管理費	※ 1,310,348
営業損失(△)	△362,361
営業外収益	
受取利息	12,725
為替差益	17,694
補助金収入	38,207
その他	38,703
営業外収益合計	107,330
営業外費用	
支払利息	10,040
持分法による投資損失	76,122
その他	20,713
営業外費用合計	106,876
経常損失(△)	△361,906
特別利益	
固定資産売却益	4,975
特別利益合計	4,975
特別損失	
固定資産売却損	2,988
その他	438
特別損失合計	3,427
税金等調整前中間純損失(△)	△360,358
法人税、住民税及び事業税	3,088
法人税等調整額	2,288
法人税等合計	5,376
中間純損失(△)	△365,735
非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△62,908
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△302,826

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
中間純損失(△)	△365,735
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	478
為替換算調整勘定	217,223
退職給付に係る調整額	2,055
持分法適用会社に対する持分相当額	△7,654
その他の包括利益合計	212,103
中間包括利益	△153,631
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△148,281
非支配株主に係る中間包括利益	△5,350

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	△360,358
減価償却費	140,754
貸倒引当金の増減額(△は減少)	14,304
有給休暇引当金の増減額(△は減少)	△851
受取利息及び受取配当金	△13,483
支払利息	10,040
持分法による投資損益(△は益)	76,122
固定資産売却損益(△は益)	△1,986
売上債権の増減額(△は増加)	△142,283
棚卸資産の増減額(△は増加)	△153,688
仕入債務の増減額(△は減少)	△87,960
その他	△50,790
小計	△570,179
利息及び配当金の受取額	13,032
利息の支払額	△10,040
法人税等の支払額	△42,534
営業活動によるキャッシュ・フロー	△609,722
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△450,993
有形固定資産の売却による収入	4,975
無形固定資産の取得による支出	△111,212
その他投資の増減額(△は増加)	5,148
持分法適用関連会社株式の取得による支出	△958,880
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,510,961

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2024年2月1日
至 2024年7月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額 (△は減少)	10,000
長期借入金による収入	1,470
長期借入金の返済による支出	△27,599
新株予約権の発行による収入	29,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,687
現金及び現金同等物に係る換算差額	132,590
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,974,406
現金及び現金同等物の期首残高	5,008,666
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 3,034,260

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
持分法適用の範囲の重要な変更 当中間連結会計期間においてAloft Technologies, Inc. の株式を取得したため、当中間連結会計期間よりAloft Technologies, Inc. を持分法適用の範囲に含めております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

保証債務

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
給料手当	377,248千円
退職給付費用	8,101 "
貸倒引当金繰入額	21,008 "
有給休暇引当金繰入額	26,898 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
現金及び預金	3,034,260千円
現金及び現金同等物	3,034,260千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	中間連結損益計算書計上額 (注)
	ドローンソリューション事業	UTM事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,573,477	340,463	1,913,941	—	1,913,941
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,573,477	340,463	1,913,941	—	1,913,941
セグメント損失(△)	△266,847	△95,513	△362,361	—	△362,361

(注) セグメント損失は、中間連結損益計算書の営業損失と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)

(単位：千円)

	ドローンソリューション 事業	UTM事業	計
製品の販売	562,453	—	562,453
サービスの提供	1,011,023	340,463	1,351,486
顧客との契約から生じる収益	1,573,477	340,463	1,913,941
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,573,477	340,463	1,913,941

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)
1株当たり中間純損失	△37円09銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(千円)	△302,826
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失(千円)	△302,826
普通株式の期中平均株式数(株)	8,164,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2024年7月25日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年10月17日

Terra Drone 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

豊泉 匡範

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴木 寛

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている Terra Drone 株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年2月1日から2024年7月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Terra Drone 株式会社及び連結子会社の2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上